

2021年6月11日

株 主 各 位

千葉県柏市十余二380番地
岡本硝子株式会社
代表取締役会長 岡本 毅

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月25日（金曜日）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月26日（土曜日）午前10時
2. 場 所 千葉県柏市柏の葉5-4-6
東葛テクノプラザ1階多目的ホール
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第75期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第75期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役7名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 会計監査人選任の件
- 第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

以上

-
- ◎ 新型コロナウイルス感染症の影響等により、会場等、本件定時総会の運営に変更が生じる可能性があります。運営に変更が生じた場合には、以下の当社ウェブサイトに掲載しますので、ご出席の際にはご確認ください。
https://ogc-jp.com/irinfo/ir_calender/
 - ◎ 本株主総会の会場は前回と異なります。柏駅から会場までの往復には、当社専用バスをご用意いたしますので、ご利用ください。
 - ◎ 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださるようお願い申し上げます。
 - ◎ 新型コロナウイルスの感染拡大が続いております。多くの株主の皆さまが集まる株主総会は、集団感染のリスクがあります。議決権行使は、同封の議決権行使書用紙の郵送で行い、当日のご来場は、感染の回避のため自粛されることもご検討ください。
 - ◎ 体調不良と思われる株主様は、ご入場をお断りする場合がございます。
 - ◎ 運営スタッフはマスクを着用し、会場内にアルコール消毒液を設置いたします。接触感染のリスクを減らすため、本年はお土産の配布を行いません。当日ご出席の株主様におかれましても、健康状態に十分ご留意くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://ogc-jp.com/>）に掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、当社ウェブサイトに掲載しております連結注記表及び個別注記表を含んでおります。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://ogc-jp.com/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

第75期事業報告

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行により、経済活動が大きく停滞し、厳しい状況にありました。米国では、景気は依然として厳しい状況にありますが、景気は着実に持ち直しています。ヨーロッパ地域では、感染症再拡大に伴う経済活動の抑制などにより景気は厳しい状況にあります。中国では、消費と固定資産投資の持ち直しにより、景気は緩やかに回復しております。日本経済は、公共投資が堅調に推移しているものの、個人消費は低迷し景気は厳しい状況でした。

当連結会計年度において、プロジェクター需要は、フラットパネルディスプレイの価格低下の影響に加えて、新型コロナウイルス感染拡大による世界各国での経済活動の制限、イベントの延期・中止などの影響で急激に落ち込み、これにより、当社グループの反射鏡及びフライアイレンズへの需要は減少しました。

こうしたプロジェクター市場縮小による反射鏡及びフライアイレンズの受注低迷を鑑みて、有形固定資産について将来の回収可能性を検討した結果、回収可能額まで減損し、減損損失130百万円を計上しました。

この結果、当期の連結業績は、売上高4,409百万円(前期比19.7%減)、経常損失684百万円(前連結会計年度の経常損失は186百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失858百万円(前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損失は190百万円)となりました。

事業別の概況は次のとおりであります。

光学事業は、プロジェクター用反射鏡、フライアイレンズ、デジタルシネマ用映写機の反射鏡などの製造及び販売を行っております。

当連結会計年度の売上高は1,765百万円と前期と比べ1,150百万円(39.5%)の減収となり、セグメント損失(営業損失)は232百万円と前期と比べ584百万円(前期のセグメント利益は351百万円)の減益となりました。

プロジェクター用反射鏡は、販売数量が前期比で38.2%減少し、売上高は41.7%減少いたしました。フライアイレンズは、販売数量が前期比で38.4%減少し、売

上高は26.7%減少いたしました。

照明事業は、自動車用ヘッドレンズ・フォグレンズ、一般照明用ガラス製品などの製造及び販売を行っております。

当連結会計年度の売上高は554百万円と前期と比べ120百万円(17.8%)の減収となり、セグメント損失(営業損失)は6百万円と前期と比べ18百万円(前期のセグメント利益は12百万円)の減益となりました。ヘッドアップディスプレイ向けレンズの売上高が減少いたしました。

機能性薄膜・ガラス事業は、ガラス容器への加飾蒸着、高耐久性銀ミラー(Hi-Silver®)、フリット(ガラス粉末)などの製造及び販売を行っております。

当連結会計年度の売上高は1,286百万円と前期と比べ143百万円(12.5%)の増収となり、セグメント利益(営業利益)は61百万円と前期と比べ45百万円(42.8%)の減益となりました。コックピット用液晶ディスプレイの表面ガラスへの蒸着など二光光学株式会社を買収したことによる売上高の増加がありました。一方で、光学事業の減産に伴う固定費配賦額の増加により製造コストが増加しました。

上記以外の事業としてデンタルミラーなどの医療向けガラス製品、洗濯機用ドアガラスなどの製造及び販売を行っております。

当連結会計年度の売上高は803百万円と前期と比べ47百万円(6.3%)の増収となり、セグメント利益(営業利益)は111百万円と前期と比べ26百万円(30.9%)の増益となりました。ガラス溶融炉の設計等の請負により売上高が増加しました。

(2) 対処すべき課題

①経営環境に関する課題

当社グループの主力事業であるプロジェクター用反射鏡及びフライアイレンズが、プロジェクターの固体光源化、フラットパネルディスプレイの価格低下によるプロジェクター需要の頭打ちの影響を受ける中で、プロジェクター市場の変化に対応した製品の開発及び生産計画の編成並びに並立する事業の柱として次世代自動車向け部品、5G通信インフラ機器向け部品等の新規領域を立ち上げていくため、以下の課題に取り組むことを経営方針としています。

ア プロジェクター、自動車ヘッドランプの固体光源化への対応

プロジェクター、自動車ヘッドランプなどの固体光源化により、光学部品において「耐熱性」、「対候性」、「長寿命」が課題となり、樹脂からガラスへの回帰が進むと予想しております。ヘッドランプ向けの複雑形状のガラスへのニーズ、プロジェクター向けの高精度な内部レンズへのニーズなどを取り込む、開発、生産、販売の体制を構築していきます。加えて、高耐久性銀ミラー「Hi-Silver®」、蛍光体とガラスフリットで基盤を作るPiG(Phosphor in Glass)などの開発・製造・販売を強化してまいります。

イ プロジェクター市場の変化に対応した生産・供給計画及び生産工程の構築

数年ごとの冷修(大規模改修)による設備投資額が大きくなる電気溶融炉について、設備稼働率を維持できるような生産、供給計画を立てるとともに、将来的には、変動する需要、小ロット生産でも効率的生産を可能とする生産方式の開発、構築を目指します。

ウ スリムで効率的な事業体制の構築による固定費の削減

プロジェクター向けの当社製品の販売が横ばいあるいは減少傾向となる中で、これらの事業単独で引き続き収益が確保できるように、グループ企業を含む陣容及び生産体制の抜本的見直しを行い、人員の適正化に取り組みます。岡本硝子株式会社本社及びその他の拠点の機能分担の見直し、ITシステムによる業務合理化を進めていきます。

エ 次世代自動車向け車載部品の事業化の推進

自動車の自動運転、ADAS(先進運転支援システム)、LiDAR(Light Detection and Ranging)などの成長分野に向けて、フィルター、カバーガラスなどの開発・製造・販売を強化してまいります。電気自動車の航続距離の伸長への寄与

が期待される全固体電池向けのガラスフリットの開発、ラグジュアリーな質感を与える自動車インテリア用ガラスの開発にも取り組んでまいります。

オ Withコロナ、デジタルトランスメーションに向けた商品展開

Withコロナの事業戦略としてウイルスの不活性化等に対応した深紫外線高反射膜の販売を強化するとともに、深紫外領域の波長選択フィルターの事業化に取り組みます。5G通信部品用ガラスフリットなど加速するデジタルトランスメーションに対応した製品展開を進めます。

②継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、プロジェクター用反射鏡及びフライアイレンズの売上高が減少したことなどにより、当連結会計年度において重要な営業損失506百万円を計上いたしました。その結果、2期連続して経常損失を計上する状況となり、収益構造の改善が経営上の重要な課題であると認識しております。

また、当連結会計年度末において取引金融機関との一部借入契約に係る財務制限条項に抵触しております。

このような状況のため継続企業の前提に関する重要事象等は存在しますが、下記の対応策により重要な不確実性は認められないと判断しております。

ア 売上構造転換の加速

ガラス容器への加飾蒸着が新たな事業の柱に加わりましたが、次世代自動車向け車載部品、5G通信部品用ガラスフリット、フリーフォール型深海探査機「江戸っ子1号」、耐圧ガラス球などの事業拡大も更に進めていき、プロジェクター用部品の需要減少時も収益が確保できる売上構造へ転換します。

加えて、Withコロナ、Afterコロナの時代に対応する深紫外線高反射膜、深紫外領域の波長選択フィルターなどの販売を迅速に展開します。

プロジェクター用部品についても、固体光源化の進捗に合わせて高精度の内部レンズ、高耐久性銀ミラー「Hi-Silver®」、PiG(Phosphor in Glass)の売上比率を高めていきます。

イ コスト構造転換の推進

新規設備投資は、需要予測に基づく慎重な投資採算判断を行います。グループ企業全体での人員の移動あるいは削減による人員の適正化を進めます。これらにより固定費を削減していきます。

ウ 手許流動の確保及び取引金融機関からの継続的な支援体制

取引金融機関との一部借入契約について財務制限条項に抵触したものの、ただちに期限の利益の喪失に係る権利行使を行わない旨の同意を得ております。着実な収益改善により今後も引き続き取引金融機関からの支援体制の維持を図っていきます。

今後においては、営業利益、経常利益及び営業キャッシュ・フローの改善が見込まれることに加えて、新型コロナウイルス感染拡大の下、手元流動性の確保に努めたことで、当連結会計年度末の現金及び現金同等物の期末残高が2,320百万円あることから、当面の間の運転資金は十分に賄える状況であり、

重要な資金繰りの懸念はございません。

(3) 設備投資等及び資金調達等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資総額は141百万円であり、その主なものは、複雑形状を成型する新たな成型プロセス「G-injection®」用のガラス切断機の本社工場（千葉県柏市）への導入であります。

設備の新設資金は、自己資金等により賄いました。

(4) 財産及び損益の状況の推移

項 目 \ 期 別	第72期 2018年3月期	第73期 2019年3月期	第74期 2020年3月期	第75期 (当連結会計年度) 2021年3月期
売 上 高	5,790,967千円	6,078,943千円	5,488,887千円	4,409,262千円
経 常 利 益 又は経常損失(△)	106,762千円	271,531千円	△186,918千円	△684,955千円
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主 に帰属する当期純損失(△)	83,660千円	186,823千円	△190,252千円	△858,101千円
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失(△)	4.14円	8.21円	△8.21円	△36.89円
総 資 産	7,272,990千円	7,572,015千円	7,482,228千円	8,032,799千円
純 資 産	2,185,101千円	2,340,611千円	2,095,171千円	1,289,693千円
1株当たり純資産	96.18円	101.21円	90.33円	55.36円

(ご参考) 当社単体の財産及び損益の状況

項 目 \ 期 別	第72期 2018年3月期	第73期 2019年3月期	第74期 2020年3月期	第75期(当期) 2021年3月期
売 上 高	5,690,882千円	6,028,154千円	5,431,506千円	4,142,414千円
経 常 利 益 又は経常損失(△)	121,142千円	227,463千円	△73,812千円	△759,281千円
当 期 純 利 益 又は当期純損失(△)	△26,337千円	267,284千円	△232,624千円	△798,482千円
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失(△)	△1.30円	11.74円	△10.04円	△34.33円
総 資 産	6,406,057千円	6,892,405千円	6,773,991千円	7,154,785千円
純 資 産	2,082,436千円	2,375,505千円	2,126,890千円	1,365,765千円
1株当たり純資産	91.66円	102.72円	91.70円	58.62円

(5) 重要な子会社の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
岡本光学科技股份有限公司	42,000千台湾ドル	100.00%	硝子製品販売
新潟岡本硝子株式会社	10,000千円	100.00%	硝子製品製造
蘇州岡本貿易有限公司	1,650千中国元	100.00%	硝子製品販売
二光光学株式会社	10,000千円	100.00%	薄膜製品製造

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社の状況に記載した4社、持分法適用会社はJAPAN 3D DEVICES株式会社1社であります。

(6) 主要な事業セグメント

当社グループは特殊ガラス製品及び薄膜製品の製造販売を主体としており、プロジェクター用反射鏡、フライアイレンズ、デジタルシネマ用映写機の反射鏡などの製造販売を行う光学事業、自動車用ヘッドレンズ・フォグレンズ、一般照明用ガラス製品などの製造販売を行う照明事業、ガラス容器への加飾蒸着、高耐久性銀ミラー(Hi-Silver®)、フリット(ガラス粉末)などの製造販売を行う機能性薄膜・ガラス事業等が主要なセグメントとなっております。

(7) 主要な営業所及び工場

当社本社及び工場 千葉県柏市
国内営業拠点 大阪支社 (大阪府吹田市)
海外営業拠点 岡本光学科技股份有限公司 (台湾)、蘇州岡本貿易有限公司 (中国)
国内生産拠点 高田工場 (千葉県柏市)、新潟岡本硝子株式会社 (新潟県柏崎市)、二光光学株式会社 (神奈川県相模原市)、JAPAN 3D DEVICES株式会社 (新潟県柏崎市)

(8) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
278名	11名減

(注) 従業員には、臨時従業員27名及び嘱託社員5名は含んでおりません。

(9) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入金残高
東京東信用金庫	1,167,062千円
(株) みずほ銀行	899,500千円
(株) 日本政策金融公庫	764,108千円
(株) 三井住友銀行	621,000千円
(株) 商工組合中央金庫	524,100千円
(株) 三菱UFJ銀行	360,684千円
(株) 第四北越銀行	352,820千円
(株) 千葉銀行	319,720千円
柏崎信用金庫	205,266千円
新潟大栄信用組合	75,740千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 23,296,744株（自己株式8,799株を除く。）
 (2) 株主数 10,218名（前期比 53名増加）
 (3) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
岡本興産有限会社	4,446,880株	19.09%
有限会社オー・ジー・シー	1,066,400株	4.58%
岡本毅	777,575株	3.34%
株式会社SBI証券	312,000株	1.34%
岡本硝子社員持株会	268,044株	1.15%
岡本峻	263,972株	1.13%
日本証券金融株式会社	211,400株	0.91%
窪寺敏幸	181,100株	0.78%
松井証券株式会社	151,400株	0.65%
坂本一也	150,000株	0.64%

(注) 持株比率は、自己株式（8,799株）を控除して計算しております。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

2019年6月29日定時株主総会決議に基づく譲渡制限付き株式の付与

- ①株式の付与のために支給された金銭債権総額 12,599,125円
 ②発行された株式の種類および株数 普通株式 71,995株
 ③発行価額 1株につき175円
 ④払込期日 2020年8月21日
 ⑤取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	61,025株	6名
社外取締役	3,428株	1名
監査役	7,542株	3名

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日において、会社役員が保有する新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に従業員等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	岡 本 毅	岡本光学科技股份有限公司 董事長 二光光学株式会社代表取締役
常 務 取 締 役	西 垣 慎 吾	大阪支社長
取 締 役 CTO	楠 田 幸 久	事業開発本部長
取 締 役 CFO	岩 本 孝 宏	財務経理本部長
取 締 役 技 監	高 橋 弘	技能、開発等に係る業務の監督 特殊ガラス及びガラス製造設備開発の指揮
取 締 役	大 塚 哲 雄	営業本部長
取 締 役	中 井 日出海	日の出特許&技術コンサルティング事務所代表
取 締 役	結 城 修	パナソニック株式会社コネクティッドソリューションズ社常務
常 勤 監 査 役	佐々木 卓	
監 査 役	亀 山 勝	経営戦略研究所参与
監 査 役	野 本 昌 城	野本法律会計事務所代表、 医療法人社団博栄会理事、 株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド社 外監査役

- (注) 1. 取締役中井日出海及び結城修の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役亀山勝及び野本昌城の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役中井日出海、監査役亀山勝及び監査役野本昌城の3氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
4. 取締役結城修氏の兼職先であるパナソニック株式会社は、当社の主要な取引先であります。経営戦略研究所、医療法人社団博栄会、株式会社サマンサタバサジャパンリミテッドと当社との間には特別な関係はありません。
5. 2020年8月7日をもって、取締役社長山田英樹氏は、辞任により退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月26日開催の取締役会決議により、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下「決定方針」といいます。)を以下の通り定めております。

ア 基本方針

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブが機能するよう株主利益との連動が勘案された報酬体系とし、具体的には、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成する。個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

イ 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、2001年6月29日開催の定時株主総会において決定された報酬限度額の枠内で、総合的に勘案して決定するものとする。

ウ 株式報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

株式報酬は、中期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、譲渡制限付株式とし、上記の報酬枠とは別枠で、2019年6月29日開催の定時株主総会において決定された報酬枠内で支給するものとし、本制度に基づき支給された金銭債権を対価として当社普通株式の発行又は処分を受ける。

職務執行開始の日から1か月を経過する日までに支給を決定し、支給決定の日から1か月以内に支給するものとする。

株式報酬の支給額は、役位、職責、人材の確保などを考慮し決定される。中期的な企業価値向上の見地から譲渡制限付株式の譲渡制限期間は3年間を基本とする。

エ 金銭報酬の額または株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

個人別の株式報酬は金銭報酬の0%から150%までとする。

オ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役会長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役に譲渡制限株式の取得のため支給される金銭債権の額の決定である。

取締役CFOは、取締役への個別支給額につき、当該取締役の職務の内容、当社の収益及び当社の使用人に対する給与の支給の状況、当社と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する給与の支給の状況等に照らし相当であるかを検証し、取締役会に報告するものとする。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2001年6月29日開催の定時株主総会において年額80,000千円以内と決議されております(使用人兼務取締役の使用人給与分は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。監査役の金銭報酬の額は、2002年6月27日開催の定時株主総会において年額20,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

上記とは別枠で、2019年6月29日定時株主総会決議において取締役への株式報酬の額を年額20,000千円以内(うち、社外取締役分は4,000千円以内)、株式数の上限を年160,000株以内(うち、社外取締役分は32,000株以内)、監査役への株式報酬の額を年額5,000千円以内(うち、社外監査役分は2,500千円以

内)、株式数の上限を年40,000株以内(うち、社外監査役分は20,000株以内)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち、社外取締役は1名)、監査役の員数は3名(うち、社外監査役は2名)です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額の具体的内容は取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長岡本毅が決定いたしました。

取締役会が委任した権限の内容は、決定方針 オ のとおりであり、当該委任をした理由は、報酬限度額の制約の中で、これからも機動的に取締役候補者探索を行うためです。

取締役会は、決定方針 オ にしたがって検証等の措置を講じており、当該手続きを経て、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	64,439 (6,899)	53,160 (6,300)	11,279 (599)	9 (2)
監査役 (うち社外監査役)	15,641 (6,719)	14,322 (6,000)	1,319 (719)	3 (2)

(注) 非金銭報酬として取締役に對して株式報酬を交付しております。
当該株式報酬の内容及びその交付状況は2. 会社の株式に関する事項に記載のとおりです。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 中井 日出海

1) 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
日の出特許&技術コンサルティング事務所代表であります。

当社と当該他の法人等との関係で記載すべき該当事項はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

(ア)取締役会への出席状況および発言状況

取締役会すべてに出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。

(イ)社外取締役が果たすことが期待される役割に関しても行った職務の概要
経営組織、技術動向への対応について積極的に意見を述べるなど、当社社外
取締役としての職責を果たしております。

② 取締役 結城 修

1) 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
パナソニック株式会社コネクティッドソリューションズ社常務であります。
パナソニック株式会社は、当社の主要な取引先であります。

2) 当事業年度における主な活動状況

(ア)取締役会への出席状況および発言状況

就任後の取締役会すべてに出席し、議案審議につき必要な発言を行って
おります。

(イ)社外取締役が果たすことが期待される役割に関しても行った職務の概要
経営組織、利益管理手法について積極的に意見を述べるなど、当社社外取
締役としての職責を果たしております。

③ 監査役 亀山 勝

1) 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

取締役会の9割以上に出席し、議案審議につき必要な発言を行って
おります。

監査役会すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重
要事項の協議等を行っております。

④ 監査役 野本 昌城

1) 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
野本法律会計事務所代表であります。

当社と当該他の法人等との関係で記載すべき該当事項はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

取締役会のすべてに出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。

監査役会すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は中井日出海及び結城修の両氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。

当社は各監査役との間で会社法第427条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額（注1）

30,000千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

30,000千円

（注1）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記①の金額にはこれらの合計値を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 子会社の監査に関する事項

当社子会社の岡本光学科技股份有限公司はアーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームによる監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

① 業務運営の基本方針

当社は、法令を遵守し企業倫理を確立することの重要性を認識すると共に、継続的な企業成長を実現し長期的に株主価値を高めることを、経営上の最重要課題と位置づけます。そのために、株主、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーと良好な関係を築き、経営の健全性、効率性、透明性を高め、意思決定の迅速化を図るために、コーポレート・ガバナンスを充実させていく所存であります。

② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

リスク対応委員会を設置し、内部統制システム全般の構築及び推進を行います。

法令及び定款への適合（コンプライアンス）については、法務・知財部が主管し、役職員教育等を行うこととしております。

また、社外監査役により取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制を機能させます。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、文書管理規程に従って保存及び管理を行います。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク対応委員会は、全社における損失の危機（リスク）について分析・検討し、その防止策を提言することとしております。

内部監査部による内部監査により内部統制システムの検証を行うと共に、リスクの早期発見に努めます。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、経営上の最高意思決定機関として、法令及び定款に定められた事項や経営に関する重要事項を決定すると共に、業務執行の状況を監督するために、定例として月1回開催し、臨時として重要案件が発生する都度開催することとしております。

代表取締役会長は取締役会の議長であり、取締役会を統轄すると共に、取締役会の決議をもとに当社業務の全般を執行し執行役員を統轄管理いたします。

⑥ 当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

ア 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は関係会社運営規程を定め、子会社が当社に報告すべき事項を定めま
す。子会社の取締役等は、文書によって又は当社グループの会議において当
該事項を報告いたします。

イ 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
当社のリスク対応委員会は、重要な子会社の者を委員に加え、当社グルー
プ全体の損失の危機（リスク）について分析・検討し、その防止策を提言い
たします。

ウ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための
体制

当社は、子会社の事業内容や規模等に応じて、子会社の指揮命令系統、権
限、意思決定等の方法を定め、その体制を構築するようにいたします。

エ 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合するこ
とを確保するための体制

当社グループとしての企業理念・行動指針・倫理規範を制定し、当社グル
ープとして尊重すべき価値観を共有いたします。

オ その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社からグループ会社へ取締役又は監査役を派遣し、当社と同水準の管理
体制を維持することとしております。また、監査役及び内部監査部は、グル
ープ会社を含めた監査を行います。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該
使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置く
ことを求めた場合には、監査役と協議の上、適正に人員を配置いたします。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助使用人の業務は監査役の指揮・命令にて行われるものとし、その人事異
動・人事評価については監査役会の意見を尊重いたします。

⑨ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、補助使用人に関し、監査役の指揮・命令に従う旨を当社の取締役及
び使用人に周知徹底いたします。

⑩ 監査役への報告に関する体制

ア 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

取締役は監査役に次に定める事項を報告することとしています。

「1) 毎月の経営状況として重要な事項、2) 会社に著しい損害を及ぼすおそ
れのある事項、3) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、4) 重
大な法令・定款違反、5) その他コンプライアンス上重要な事項」

使用人は前記2) ないし5) に関する重大な事実を発見した場合は、監査役

に直接報告できるものとします。

監査役は、取締役会他重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況の報告を受けることができる体制をとります。

イ 子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役、監査役及び使用人等が、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他重要な事実を発見した場合は、当社の監査役に直接報告できるものとします。

⑩ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役、監査役及び使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役、監査役及び使用人等に周知徹底いたします。

⑪ 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役会長及び他の取締役、内部監査部、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

⑫ 監査役がその職務の執行について、費用の前払い等の請求を行ったときは、当該費用が監査役の職務の執行に必要なでないことが証明された場合を除き、速やかに当該費用を処理するものといたします。

⑬ その他監査役は、監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧等により、取締役の業務執行の状況を監督すると共に、内部監査部及び会計士と連携し、各部門の業務執行の状況も監査しております。また、代表取締役会長と監査役は定期的に懇談し、監査役制度の充実強化を図っております。また、監査役は会計監査人との意見・情報の交換を行うことにより、効果的効率的な監査を実施することに努めております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

① 主な会議の開催状況として、取締役会は16回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役がそのすべてに出席いたしました。その他、監査役会は9回開催いたしました。

② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役会長及び他の取締役、内部監査部、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

③ 内部監査部は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会

社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

- ④ リスク対応委員会による定例会議を8回開催いたしました。主な議題は財務報告に係る内部統制の評価状況の報告です。

(3) 会社の支配に関する基本方針

イ 基本方針の内容の概要

21世紀は地球環境問題が大きく取り上げられる世紀と認識しております。当社は環境に優しい特性を持つガラスにより、地球環境を汚すこと無く、社会への貢献、事業の拡大発展を図る所存であります。古くて新しいガラスについて、既成概念にとらわれず、大企業では難しい、小回りの良さを生かした市場創造を目指します。会社は社員一人ひとりのことを考え、社員は常に何事にもチャレンジしていく活気あふれる会社を理想とします。

また、当社が持続的な成長を実現していくためには、従来型の発想・取組みに拘泥することなく、技術革新を核とした新たな需要、市場創造等に積極的に挑戦していく姿勢が必要と考えます。

さらに、当社が株主の皆様還元する適正な利潤を獲得し、企業価値・株主共同の利益の確保・向上を実現するためには、株主の皆様はもちろん、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーとの適切な関係を維持、発展させていくことも必要であり、これらのステークホルダーの利益にも十分配慮した経営を行う必要があると考えております。

一方、近時、わが国の資本市場においては、新しい法制度の整備や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。過去に行われた上場企業に対して対象会社の取締役会の事前の同意を得ることなく、対象会社に影響力を行使しうる程度の数の株式を取得する行為等に鑑みますと、十分な時間と情報が与えられない形で、大量買付者による買付がなされる事態も拡大してくるものと考えられます。

このようなリスクの高まりを認識しつつ、何ら対応策を講じないまま企業経営を行い、大量買付行為の提案がなされた場合、目先の株価の維持・上昇を目的とした経営判断を求められかねません。中長期的な視点から、企業価値向上に取り組み、大量買付行為の提案是非を判断するためには、当社に対する大量買付行為の提案がなされていない現時点においてあらかじめ、そうした提案への対応策を導入しておくことが必要不可欠であると判断しました。

ロ 会社の支配に関する基本方針実現のための取組みの概要

① 当社の財産の有効活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社の企業価値・株主共同の利益の向上を図るために、当社グループは、2021年度から2023年度までの中期経営計画を2020年11月に策定いたしました。ここで定めた基本方針の概要は、

- 1) バランスの取れた事業構造の構築 — 売上構造転換の加速
 - ・ プロジェクター向け製品に加え、車載向け製品を主要な事業分野と位置付け、この二つの事業分野で進行している固体光源化に伴い拡大する高精度化・複雑立体形状化のガラス製品への需要を獲得していく。
 - ・ 社会インフラ（5G高速通信等）、海洋環境モニタリング・資源探査向け製品を第3、第4の事業の柱として確立する。
- 2) 高精度化・複雑立体形状化する製品需要への対応
 - ・ 熔融ガラス塊をプレスすることで熔融ガラスを成型空間に注入する新製法により、複雑な立体形状の製品を量産化する。
 - ・ ガラス温度変化領域を狭くし、真空雰囲気において、より緻密なプレス加圧制御を行う新たな高精度プレス装置の導入により、モールドプレス法に迫る高精度製品を、生産対応する。
- 3) 複合化製品による高付加価値化
 - ・ 固体光源化対応として、PIG（ガラス封止蛍光基板）と高耐久性銀ミラー「Hi-Silver®」の複合製品を展開し、高付加価値化を目指す。
 - ・ 製品の複合化、更には、モジュールとしての製品供給に対応可能な品質保証体制を構築する。
- 4) 事業環境変化への対応 — Withコロナの事業戦略
 - ・ ウイルスの不活性化等に対応した紫外線高反射膜の販売強化
 - ・ 紫外領域の波長選択フィルターの事業化
- 5) コスト構造転換の推進
 - ・ 設備投資の抑制及び多能工化などによる固定費削減
 - ・ 外部リソースの活用による変動費化
 - ・ 需要変動対応力の増強
- 6) 売上高総利益率及び営業利益率の目標
 - ・ 上記の諸施策を確実に実施することにより、2023年度において、当社連結グループで売上高営業利益率10%を目指す。

② 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

2007年5月31日開催の当社取締役会及び2007年6月27日開催の当社第61回定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同利益を確保・向上させる

ことを目的として事前警告型買収防衛策を導入し、また、2008年6月28日開催の当社第62回定時株主総会においてその内容を一部修正し、その後も更新して本株主総会の終結時までこれを継続しております（以下これを「本プラン」といいます。）。

本プランの概要は以下のとおりですが、詳細につきましては当社ホームページ掲載のニュースリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」（2020年5月29日）本文をご参照ください（参照URL <https://ogc-jp.com/>）。

<本プランの概要>

本プランでは、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、大量買付者に対して事前に大量買付行為に関する情報の提供を求め、当社が大量買付行為についての評価・検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の意見や代替案を提示する、あるいは大量買付者との交渉等を行っていくための手続（以下「買付ルール」といいます。）を定めています。

大量買付者が、これらの買付ルールに従わない場合及び買付ルールに従った大量買付行為であっても当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合は、当社取締役会は、大量買付者による権利行使は認められないとの行使条件が付された新株予約権を、その時点でのすべての株主に対し、無償で割り当てます。

なお、当社取締役会は、この新株予約権無償割当ての決議に先立ち、当社取締役会から独立した組織である特別委員会にその是非を諮問し、その勧告を最大限尊重いたします。特別委員会の委員は、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役又は執行役として経験のある社外者等から選任されるものとします。

本プランの有効期間は、本株主総会の終結時までとなっております。なお、かかる有効期間の満了前であっても、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしております。

また、当社取締役会は、本株主総会でご承認いただくことを条件として、本プランの有効期間満了後、本プランをさらに1年間継続することを決議いたしました。これにつきましては、「株主総会参考書類」に記載の第4号議案をご参照ください。

ハ 具体的取組みに対する当社取締役の判断及びその理由

前記ロ①に記載した中期経営計画は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、前記ロ②に記載した本プランは、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会の承認を得て導入されたものであること、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置し、対抗措置の発動に先立ち必ず特別委員会に諮問することになっていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切捨て、比率その他については四捨五入しております。)

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,558,677	流動負債	2,139,388
現金及び預金	2,328,155	支払手形及び買掛金	337,155
受取手形及び売掛金	1,068,756	短期借入金	812,500
商品及び製品	332,197	1年内返済予定長期借入金	581,800
仕掛品	632,063	リース債務	78,751
原材料及び貯蔵品	89,548	未払金	149,807
その他	107,955	未払法人税等	7,862
固定資産	3,474,122	賞与引当金	41,014
有形固定資産	2,989,176	設備関係支払手形	37,213
建物及び構築物	970,539	その他	93,283
機械装置及び運搬具	758,455	固定負債	4,603,717
工具器具備品	61,103	長期借入金	3,967,376
土地	764,514	リース債務	219,066
リース資産	211,451	繰延税金負債	11,315
建設仮勘定	223,111	退職給付に係る負債	333,493
無形固定資産	119,566	資産除去債務	52,383
投資その他の資産	365,379	その他	20,082
投資有価証券	196,723	負債合計	6,743,105
その他	168,655	(純資産の部)	
資産合計	8,032,799	株主資本	1,330,466
		資本金	2,495,740
		資本剰余金	734,225
		利益剰余金	△1,899,069
		自己株式	△429
		その他の包括利益累計額	△40,773
		その他有価証券評価差額金	2,430
		為替換算調整勘定	42,093
		退職給付に係る調整累計額	△85,296
		純資産合計	1,289,693
		負債・純資産合計	8,032,799

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,409,262
売上原価	3,624,780
売上総利益	784,481
販売費及び一般管理費	1,291,057
営業損失	506,575
営業外収益	
受取利息	4,768
受取配当金	1,175
為替差益	5,088
助成金収入	80,340
業務受託料	5,610
その他	13,788
合計	110,771
営業外費用	
支払利息	61,459
シンジケートローン手数料	4,840
支払補償費	42,427
持分法による投資損失	155,340
その他	25,082
合計	289,151
経常損失	684,955
特別利益	
固定資産売却益	511
特別損失	
固定資産除却損	3,003
固定資産売却損	392
減損損失	130,961
希望退職関連費用	29,391
合計	163,748
税金等調整前当期純損失	848,192
法人税、住民税及び事業税	5,041
法人税等調整額	4,867
法人税等合計	9,908
当期純損失	858,101
親会社株主に帰属する当期純損失	858,101

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,486,025	724,621	△1,040,968	△429	2,169,249
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	9,714	9,603			19,318
親会社株主に帰属する当期純損失			△858,101		△858,101
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	9,714	9,603	△858,101	-	△838,782
当 期 末 残 高	2,495,740	734,225	△1,899,069	△429	1,330,466

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	△4,422	34,777	△93,247	△11,185	△74,078	2,095,171
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行						19,318
親会社株主に帰属する当期純損失						△858,101
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	6,853	7,315	7,950	11,185	33,305	33,305
当 期 変 動 額 合 計	6,853	7,315	7,950	11,185	33,305	△805,477
当 期 末 残 高	2,430	42,093	△85,296	-	△40,773	1,289,693

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,074,714	流動負債	1,856,650
現金及び預金	2,009,444	支払手形	139,485
受取手形	239,972	買掛金	302,702
売掛金	735,785	短期借入金	612,500
商品及び製品	233,504	1年内返済予定長期借入金	501,010
仕掛品	491,427	リース債務	77,900
原材料及び貯蔵品	58,823	未払金	102,107
前払費用	35,906	未払費用	21,573
未収消費税等	19,266	未払法人税等	7,981
短期貸付金	544,830	賞与引当金	28,354
その他の他	27,754	設備支払手形	20,576
貸倒引当金	△322,000	その他の他	42,458
固定資産	3,080,071	固定負債	3,932,370
有形固定資産	2,340,294	長期借入金	3,488,264
建物	691,522	リース債務	218,641
構築物	13,348	繰延税金負債	2,034
機械及び装置	443,866	退職給付引当金	201,087
車両運搬具	4,527	その他の他	22,342
工具器具備品	55,149	負債合計	5,789,020
土地	703,014	(純資産の部)	
リース資産	210,270	株主資本	1,363,334
建設仮勘定	218,595	資本金	2,495,740
無形固定資産	87,323	資本剰余金	734,225
ソフトウェア	86,709	資本準備金	734,225
電話加入権	614	利益剰余金	△1,866,201
投資その他の資産	652,452	その他利益剰余金	△1,866,201
投資有価証券	42,778	繰越利益剰余金	△1,866,201
関係会社株式	437,475	自己株式	△429
関係会社出資金	13,635	評価・換算差額等	2,430
出資金	50,310	その他有価証券評価差額金	2,430
保険積立金	41,996	純資産合計	1,365,765
その他の他	66,257		
資産合計	7,154,785	負債・純資産合計	7,154,785

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,142,414
売上原価	3,421,041
売上総利益	721,373
販売費及び一般管理費	1,141,881
営業損失	420,508
営業外収益	
受取利息	16,481
受取配当金	1,144
為替差益	10,573
受取保険料	3,940
助成金収入	20,592
業務委託料	3,000
その他	6,182
合計	61,915
営業外費用	
支払利息	54,866
貸倒引当金繰入額	277,907
シンジケートローン手数料	4,840
支払補償費	42,427
株式交付費	84
その他	20,562
合計	400,689
経常損失	759,281
特別利益	
固定資産売却益	511
特別損失	
固定資産売却損	392
固定資産除却損	540
減損損	6,005
希望退職関連費用	29,391
合計	36,329
税引前当期純損失	795,100
法人税、住民税及び事業税	3,382
当期純損失	798,482

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	2,486,025	724,621	724,621	△1,067,719	△1,067,719	△429	2,142,498
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	9,714	9,603	9,603				19,318
当 期 純 損 失				△798,482	△798,482		△798,482
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							-
当 期 変 動 額 合 計	9,714	9,603	9,603	△798,482	△798,482	-	△779,164
当 期 末 残 高	2,495,740	734,225	734,225	△1,866,201	△1,866,201	△429	1,363,334

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△4,422	△11,185	△15,608	2,126,890
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				19,318
当 期 純 損 失				△798,482
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	6,853	11,185	18,039	18,039
当 期 変 動 額 合 計	6,853	11,185	18,039	△761,124
当 期 末 残 高	2,430	-	2,430	1,365,765

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月27日

岡 本 硝 子 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加 藤 敦 貞 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南 山 智 昭 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、岡本硝子株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡本硝子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月27日

岡 本 硝 子 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 加 藤 敦 貞 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 南 山 智 昭 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、岡本硝子株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められませんが、今後とも継続的な見直しと改善が重要と考えております。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月28日

岡本硝子株式会社 監査役会

常勤監査役 佐々木 卓 ㊟

監査役 亀山 勝 ㊟

監査役 野本 昌城 ㊟

(注) 監査役亀山勝及び野本昌城の両氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（8名）は、任期満了となりますので、あらためて取締役7名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	おか もと つよし 岡本 毅 (1955年7月11日生)	1980年4月 警察庁入庁 1995年6月 埼玉県警察本部刑事部長 1995年12月 当社代表取締役社長 1996年1月 台湾岡本硝子股份有限公司董事長を兼務 2001年8月 岡本光学科技股份有限公司董事長を兼務(現任) 2011年3月 当社営業本部長 2012年2月 当社商品開発本部長 2019年6月 当社代表取締役会長兼CEO 2020年4月 二光光学株式会社代表取締役を兼務(現任) 2020年8月 当社代表取締役会長兼社長(現任)	777,575株
2	にし がき しん ご 西垣 慎吾 (1960年3月22日生)	1978年4月 株式会社関西設備工業入社 1987年4月 大阪岡本硝子株式会社入社 2003年7月 当社営業本部大阪営業部次長 2005年7月 大阪分社大阪営業部長 2007年4月 上級執行役員大阪分社大阪営業部長 2011年7月 上級執行役員大阪分社長 2013年1月 上級執行役員営業本部長 2013年6月 取締役営業本部長 2016年4月 取締役大阪分社長 2019年7月 取締役大阪支社長 2020年6月 常務取締役大阪支社長(現任)	39,870株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する 株式の 数
3	くす だ ゆき ひさ 楠 田 幸 久 (1955年12月20日生)	1980年4月 日立電子株式会社（現株式会社日立国際電機）入社 1985年11月 日本板硝子株式会社入社 1993年12月 関西学院大学理学博士号取得（学位論文題目『半導体中の固体プラズマ領域に関する研究』） 2003年4月 日本板硝子株式会社情報電子デバイス事業部副事業部長 2010年6月 富士ゼロックス株式会社入社 2017年2月 株式会社VRC入社 2019年1月 当社入社 執行役員商品開発本部長兼要素技術開発本部副本部長 2019年6月 取締役商品開発本部長兼要素技術開発本部副本部長 2019年7月 取締役CTO 事業開発本部長 2021年4月 取締役CTO（現任）	18,877株
4	いわ もと たか ひろ 岩 本 孝 宏 (1959年1月8日生)	1981年4月 東武信用金庫（現東京東信用金庫）入庫 2002年6月 同金庫お花茶屋支店長 2008年4月 同金庫審査部長 2011年10月 同金庫常勤理事資本金国際部長 2014年6月 同金庫常勤理事経営企画室担当 2016年6月 同金庫常勤理事資本金国際本部担当 2018年6月 同金庫常勤理事管理本部長 2019年7月 当社入社 執行役員財務経理本部長 2020年6月 取締役CFO 財務経理本部長（現任）	8,249株
5	おお つか てつ お 大 塚 哲 雄 (1965年9月22日生)	1990年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 2005年8月 吉中商事株式会社入社 2014年5月 メットライフ生命保険株式会社入社 2016年10月 医療法人愛広会入職 2018年3月 当社入社 営業本部副本部長 2019年3月 執行役員営業本部長 2019年7月 執行役員営業本部長兼蘇州岡本貿易有限公司董事 2020年6月 取締役営業本部長兼蘇州岡本貿易有限公司董事 2021年4月 取締役経営企画本部長兼蘇州岡本貿易有限公司董事（現任）	8,249株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
6	なかいひでみ 中井日出海 (1953年12月6日生)	1978年4月 日本板硝子株式会社入社 1984年8月 ワシントン大学大学院修士課程修了 2008年6月 日本板硝子株式会社退社 2012年4月 弁理士登録 日の出特許&技術コンサルティング事務所代表(現任) 2015年6月 当社社外取締役(現任)	8,366株
7	ゆうきおきむら 結城 修 (1963年6月22日生)	1982年4月 松下電器産業株式会社(現パナソニック株式会社)入社 2007年4月 同社AVCネットワーク社山形工場長 2011年11月 厦門松下電子信息有限公司総経理 2016年4月 パナソニック株式会社AVCネットワーク社モノづくりイノベーション推進総括 兼モノづくりイノベーション推進室長 2017年4月 パナソニック株式会社コネクティッドソリューションズ社モノづくりプロセス担当上席主幹、副CMO 兼モノづくりイノベーション推進室長 兼佐賀工場長 2018年4月 パナソニック株式会社コネクティッドソリューションズ社製造・調達・ロジスティクス担当上席主幹、副CMO 兼モノづくりイノベーション推進室長 2019年4月 パナソニック株式会社コネクティッドソリューションズ社常務、CMO 製造・調達・ロジスティクス担当 兼モノづくりイノベーション推進室長 兼モバイルソリューション事業部オペレーション改革担当 2020年3月 パナソニック株式会社コネクティッドソリューションズ社常務、CMO、CQO 製造・調達・ロジスティクス・品質・環境担当 兼モノづくりイノベーション推進室長 兼モバイルソリューション事業部オペレーション改革担当 2020年6月 パナソニック株式会社コネクティッドソリューションズ社常務、CMO、CQO 製造・調達・ロジスティクス・品質・環境担当 兼モノづくりイノベーション推進室長 兼モバイルソリューション事業部オペレーション改革担当 当社社外取締役(現任) 2021年4月 パナソニック株式会社コネクティッドソリューションズ社常務、CMO、CQO 製造・調達・ロジスティクス・品質・環境担当 兼モノづくりイノベーションセンター所長 兼モバイルソリューション事業部オペレーション改革担当(現任)	一株

(注) 1. 各取締役候補者の所有する当社の株式数は、2021年3月31日現在のものです

- あります。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の保険者に含まれることとなります。
 3. 当社は中井日出海氏及び結城修氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。また、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
 4. 中井日出海氏及び結城修氏は社外取締役候補者であります。なお、パナソニック株式会社は当社の主要な取引先であり、結城修氏は同社の業務執行者であります。
 5. 当社は中井日出海氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 6. 中井日出海氏は、長年にわたりガラスメーカーに在籍し、技術部長、事業部長を歴任され、また、ガラス産業連合会において環境広報部主査を務められました。その後は、日の出特許&技術コンサルティング事務所の代表弁理士及び技術コンサルタントとして活動されております。ガラス業界における幅広い知識、経験及び知的財産に関する知見を当社の経営に生かしていただくために社外取締役として選任をお願いするものであります。中井日出海氏には、技術的な知識、経験及び知見を生かし、当社において、主に中期計画、事業計画、事業運営について技術面から質問、検討、提言する役割を果たして頂くことを期待しております。結城修氏は、長年にわたり電機メーカーに在籍し、工場長、海外会社社長、製造・調達・ロジスティクスを担当する常務などを歴任されております。経営視点でモノづくりを改革されてきた経験を当社の経営に生かしていただくために社外取締役として選任をお願いするものであります。結城修氏には、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を生かし、当社において、主に中期計画、事業計画、事業運営について生産管理、販売管理、原価管理の面から質問、検討、提言する役割を果たして頂くことを期待しております。
 7. 中井日出海氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって6年、結城修氏は1年となります。
 8. 中井日出海氏及び結城修氏は当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役亀山勝氏は、本株主総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いいたします。

なお、北見紀男氏は亀山勝氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
きたみ のり お 北見紀男 (1955年6月25日生)	1979年4月 中小企業金融公庫（現日本政策金融公庫中小事業）入庫 2011年3月 日本政策金融公庫中小事業審査管理部長 2013年6月 経営戦略研究所入所 2015年4月 経営戦略研究所理事（現任）	一株

- (注) 1. 北見紀男氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 北見紀男氏は社外監査役候補者であります。
3. 北見紀男氏は、長年にわたり金融機関に在籍され、またその後も経営コンサルタントとして活動されており、経営に関する幅広い知識及び経験を当社の監査に生かしていただくために社外監査役として選任をお願いするものであります。また、上記の理由により、同氏は社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
4. 北見紀男氏が原案どおり選任された場合、東京証券取引所が規定する独立役員となる予定です。
5. 当社は、各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約において、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。本総会において北見紀男氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の保険者に含まれることとなります。

第3号議案 会計監査人選任の件

会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、あかり監査法人を会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会があかり監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人を起用することにより、当社の事業規模に適した新たな視点での監査が期待できることに加え、会計監査人に必要とされる専門性、独立性、品質管理体制および監査報酬の相当性等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したことによるものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	あかり監査法人																					
主たる事務所の所在地	東京都港区浜松町二丁目1番15号 芝パークビル3F																					
沿 革	2017年10月 あかり監査法人設立 2018年9月 日本公認会計士協会「上場会社監査事務所登録制度」において、品質管理レビュー実施済監査事務所として準登録事務所名簿に登録される。 2020年10月 日本公認会計士協会「上場会社監査事務所登録制度」における上場会社監査事務所名簿に登録される。																					
概 要	<table> <tr> <td>構成人員</td> <td>代表社員（公認会計士）</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>社員（公認会計士）</td> <td>6名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>職員（公認会計士）</td> <td>5名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（公認会計士試験合格者）</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（システム監査技術者）</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>17名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関与会社数</td> <td>28社</td> </tr> </table>	構成人員	代表社員（公認会計士）	2名		社員（公認会計士）	6名		職員（公認会計士）	5名		（公認会計士試験合格者）	2名		（システム監査技術者）	2名		合計	17名		関与会社数	28社
構成人員	代表社員（公認会計士）	2名																				
	社員（公認会計士）	6名																				
	職員（公認会計士）	5名																				
	（公認会計士試験合格者）	2名																				
	（システム監査技術者）	2名																				
	合計	17名																				
	関与会社数	28社																				

第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、2007年6月27日開催の当社第61回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた上で「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、2008年6月28日開催の当社第62回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた上でその内容を一部修正し、その後も更新して本株主総会の終結時までこれを継続しております（以下これを「本プラン」といいます。）。

その後も、当社取締役会（以下「取締役会」といいます。）は、買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるための取り組みとして本プランについて検討を行ってまいりました。その結果、本年もこれを同一内容で継続することとし、これにつき株主の皆様のご承認をいただこうとするものであります。

1. 提案の理由

当社の「会社の支配に関する基本方針」は、「事業報告」6.(3)に記載のとおりであります。この基本方針に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策（本プラン）を継続するものであります。

2. 提案の内容

(1) 本プランに基づく対抗措置の発動

次のア若しくはイに該当する行為又はこれらに類似する行為（ただし、取締役会があらかじめ承認したものを除きます。次の(2)以降で「大量買付」といいます。）がなされ又はなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置が発動されることがあります。

ア 当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。）について保有者（金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者をいいます。以下同じとします。）の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定される株券等保有割合をいいます。以下同じとします。）が20%以上となる買付

イ 当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等をいいます。以下イにおいて同じとします。）について公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に規定される公開買付けをいいます。以下同じとします。）に係る株券等の株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項に規定される株券等所有割合をいいます。以下同じとします。）及びその特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定される特別関係者（取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株

券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。以下同じとします。)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(2) 大量買付者に対する情報提供の要求等

ア 大量買付を行う買付者(以下「大量買付者」といいます。)には、その実行に先立ち、当社に対して大量買付者の買付内容の検討のために必要な情報及び大量買付者が大量買付に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「買付説明書」といいます。)を提出していただきます。

具体的には、買付説明書には以下の事項を記載していただきます。

(ア)大量買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、会社等の目的及び事業の内容並びに大株主又は大口出資者(所有株式数又は出資割合上位10名)の概要

(イ)大量買付行為の概要(目的となる株券等の種類及び数並びに大量買付行為の目的の概要(支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大量買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡又は重要提案行為等を行うこと等の目的がある場合には、その旨及び概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。))を含みます。)

(ウ)大量買付者が現に保有する当社の株券等の数及び買付説明書提出後60日間における大量買付者の当社の株券等の保有状況

(エ)下記に述べる買付ルールを遵守する旨の誓約

イ 大量買付者には、上記の買付説明書を提出いただいた場合には、以下の手順に従い、取締役会に対して、大量買付行為に対する当社の株主の皆様のご判断及び取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報(以下「大量買付情報」といいます。)を提供していただきます。

ウ 取締役会は上記の買付説明書受領後10営業日以内に、大量買付者に対し、当初提供していただくべき情報を記載したリストを上記ア(ア)の国内連絡先宛に発送しますので、大量買付者には、取締役会に対して、かかるリストに従って十分な情報を提供していただきます。

提供していただく情報の具体的内容は、大量買付者の属性、大量買付行為の条件・方法等により異なりますが、以下の各項目に記載する情報は、原則として上記リストの一部に含まれるものとします。

(ア)大量買付者に関する事項

大量買付者及びそのグループ(大量買付者の大株主又は大口出資者(所有株式数又は出資割合上位10名)、共同保有者、特別関係者及び大量買付者がファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(具体的名称、経歴又は沿革、会社又は団体の目的、事業内容、資本金の

額、発行済株式の総数、役員等の氏名、職歴及び所有株式の数その他の会社等の状況等及び直近2事業年度の財務状態及び経営成績その他の経理の状況並びに過去の企業買収の経緯及びその結果、過去の法令違反の有無及びその内容を含みます。)

(イ)大量買付行為の具体的内容

- ① 大量買付行為の目的（買付説明書において開示していただいた目的の具体的内容）、方法及び内容（大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性並びに大量買付行為の後に当社の株式が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。）
- ② 大量買付行為の買付対価の内容（現金の場合は金額及び通貨の種類（円貨以外の場合は金額算定に使用した換算レートを含みます。）、現金以外の場合には、種類、数、価額、内容等（有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の発行者の状況並びに当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額）を記載していただきます。）、買付価格の算定の基礎及び経緯（算定の基礎については、算定の前提となる事実及び仮定、算定方法、算定に用いた数値情報、大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠等を具体的に記載し、当該買付価格が時価と異なる場合や大量買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載していただきます。また、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載していただきます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合には、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯を具体的に記載していただきます。)
- ③ 大量買付行為に際しての、第三者との間における意思疎通（買付説明書提出日以後に当社の株券等の買付を共同して行う旨の契約その他の合意又は取決めを含みます。）が存する場合には、その相手方及び内容
- ④ 大量買付行為に要する資金の調達状況及び当該資金の調達先の概要（預金の場合は、預金の種類別の残高、借入金の場合は、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。)
- ⑤ 大量買付者が既に保有する当社の株券等に関する借入契約、担保契約、売り戻し契約、売買の予約その他第三者との間の重要な契約又は取決め（以下「担保契約」といいます。）がある場合には、その契約の

種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

- ⑥ 大量買付者が大量買付行為の完了後に取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容
- ⑦ 支配権取得又は経営参加を大量買付行為の目的とする場合には、大量買付行為の完了後に意図する当社及び当社グループの支配権取得又は経営参加の方法並びに支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画、組織再編成、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社及び当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性
- ⑧ 純投資又は政策投資を大量買付行為の目的とする場合には、大量買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針並びにそれらの理由、長期的な資本提携を目的とする政策投資として大量買付行為を行う場合には、その必要性
- ⑨ 重要提案行為等を行うことを大量買付行為の目的とする場合又は大量買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- ⑩ 大量買付行為の後、当社の株券等を更に取得する予定がある場合には、その理由及びその内容
- ⑪ 大量買付行為の完了後に意図する当社グループの従業員、取引先、地域社会等の利害関係者の処遇方針
- ⑫ 大量買付者が当社及び当社グループの事業と同種の事業を営んでいる場合、大量買付行為の完了後におけるわが国の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律又は海外競争法に照らした適法性についての考え方
- ⑬ その他取締役会が必要と認めた事項

上記のリストに従い大量買付者から当初提供していただいた情報だけでは、当該大量買付行為の条件・方法等に照らして、株主の皆様のご判断及び取締役会の評価、検討等のためには不十分であると取締役会が客観的に判断する場合には、取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付者から提出していただきます。

なお、買付説明書が提出された事実及び大量買付者から提出された情報については、株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

また、取締役会は、大量買付者による大量買付情報の提供が完了したと客観的に合理的に判断する場合には、その旨を大量買付者に対して通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかに株主の皆様公表いたします。

(3) 買付内容の検討、大量買付者との交渉

ア 取締役会による検討作業

取締役会は、大量買付者に対して情報提供完了通知を行った後、取締役会による大量買付情報の評価・検討、大量買付行為に関する意見形成、代替案の作成等を行います。また、取締役会は、株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、取引先、従業員、地域関係者等からも必要に応じて意見を聴取します。

そのための期間として、当該大量買付行為の内容に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める期間（いずれの場合も初日不算入とします。以下「取締役会評価期間」といいます。）を設定します。大量買付者は、この取締役会評価期間が経過した後のみ、大量買付行為を開始できるものとします。

(ア)対価を現金（円貨）のみとする当社の株券等の全てを対象とする公開買付けによる大量買付行為の場合には60日

(イ)その他の大量買付行為の場合には90日

また、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付内容を改善するために、取締役会は、必要に応じ、直接又は間接に大量買付者と協議、交渉を行います。大量買付者は、取締役会が検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、取締役会は、取締役会評価期間内に上記の評価・検討、大量買付行為に関する取締役会としての意見の形成又は株主の皆様に対する代替案の策定を完了するに至らないことにやむを得ない事由がある場合には、最長30日間（ただし、初日不算入とします。）の範囲内で、取締役会評価期間を延長することができるものとします。取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、当社は、当該決議された具体的期間及びその期間が必要とされる理由について、直ちに株主の皆様公表します。

イ 情報開示

取締役会は、その判断の透明性を高めるため、大量買付者の買付内容、大量買付者の買付内容に対する取締役会の意見、取締役会から提示した代

替案の概要その他取締役会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と取締役会が判断した情報を除き、株主の皆様に対し速やかに情報開示を行います。

(4) 取締役会における判断

ア 取締役会が本プランを発動する場合の条件

(ア) 大量買付者が買付ルールに従わずに大量買付行為を行う場合

大量買付者が上記(2)及び(3)に定める手続き等（以下「買付ルール」といいます。）に従わずに大量買付行為を行い又は行おうとする場合には、具体的な大量買付行為の条件・方法等の如何を問わず、取締役会は、当該大量買付行為を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう敵対的買付行為とみなし、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当な対抗措置（その具体的内容については、下記(5)をご参照ください。）を講じることができるものとします。

(イ) 大量買付者が買付ルールに従って大量買付行為を行う場合

大量買付者が買付ルールに従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合には、取締役会が仮に当該大量買付行為に対して反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者による大量買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する大量買付情報及びそれに対する取締役会の意見、代替案をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が買付ルールに従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、次のとおり当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当な対抗措置（その具体的内容については、下記(5)をご参照ください。）を講じることがあります。

① 次に掲げる行為等、当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付である場合

- (a) 株式を買い占め、その株式につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
- (b) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に大量買付者の利益を実現する経営を行うような場合
- (c) 当社の資産を大量買付者やそのグループ会社等の担保や弁済原資として流用する行為

- (d) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- ② 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の買付を行うことをいいます。）等、株主の皆様には株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合
- ③ 買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を当社に与えることなく行われる買付である場合
- ④ 必要情報その他買付内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を株主の皆様に対して十分に提供することなく行われる買付である場合
- ⑤ 買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実現可能性、買付後の経営方針又は事業計画、買付後における当社の取引先、従業員、地域関係者等に対する対応方針等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適切な買付である場合

(5) 対抗措置の内容

取締役会は、上記において講じることができることとされる対抗措置として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします（割り当てられる新株予約権の概要については別紙1をご参照ください。）。

(6) 特別委員会の設置及び諮問等の手続

ア 特別委員会の設置

買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か及び買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するため、また、その他本プランの合理性及び公正性を担保するために、当社は、取締役会から独立した組織として特別委員会を設置します。特別委員会の委員は3名以上とし、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役又は執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。なお、特別委員会の委員につきましては別紙2に記載の3氏を予定しております。

イ 対抗措置発動の手続

取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問します。特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものとします。

なお、取締役会は、特別委員会に対する上記諮問の他、大量買付者の提供する大量買付情報その他の情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に与える影響を検討の上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

ウ 発動した対抗措置の中止又は撤回

取締役会が上記イ記載の手續に従って対抗措置を発動した場合であっても、大量買付者が大量買付行為を中止若しくは撤回した場合又は対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、取締役会は、当該対抗措置を維持することの是非について、改めて特別委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止又は撤回を検討するものとします。特別委員会は、当該諮問に基づき、当該対抗措置を維持することの是非について検討し、取締役会に対して勧告を行います。取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

上記特別委員会の勧告を踏まえた結果、取締役会が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、取締役会はその決議により、発動した対抗措置を中止又は撤回し、速やかにその旨を開示いたします。

エ 特別委員会に対するその他の諮問

取締役会は、大量買付者から提供された情報が大量買付情報として必要かつ十分であるかについて疑義がある場合、株主の皆様に対して取締役会が代替案を提示する場合、その他取締役会が必要と認める場合には、上記の対抗措置の維持の是非以外についても、任意に特別委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、特別委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、取締役会に対して勧告を行います。取締役会は、かかる特別委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

なお、取締役会が取締役会評価期間の延長を決議するに当たっては、取締役会は、期間延長及び延長される期間の是非について、あらかじめ特別

委員会に対して諮問するものとし、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、取締役会に対して当該期間延長及び延長される期間の是非について勧告を行います。取締役会は、取締役会評価期間を延長するか否か及び延長される期間の判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものとし、

(7) 本プランの有効期間並びに継続、廃止及び変更についての株主の皆様の意思の尊重

本プランの有効期間は、2022年に開催される当社定時株主総会の終結時までとします。ただし、本プランは、本株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て可決されることを条件として導入されるものであり、本株主総会において、本プランについて出席株主の皆様の過半数のご賛同が得られなかった場合には、本プランは導入されません。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社は、基本方針に反しない範囲又は会社法、金融商品取引法その他の法令若しくは証券取引所規則の変更若しくは解釈・運用の変更又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、特別委員会の承認を得た上、本プランを変更することがあります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び変更の場合には変更内容その他取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令及び証券取引所規則に従って速やかに情報開示を行います。

3. 本プランの合理性について

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（i 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、ii 事前開示・株主意思の原則、iii 必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、経済産業省企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容も踏まえた内容となっております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されること

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを条件として、大量買付者に対して、事前に当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為に関する必要な情報の提供及びその内容の評価・検討等に必

要な期間の確保を求めするために導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

当社は、本プランについての株主の皆様のご意思を反映するため、本株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数の同意を得て可決されることを条件として、本プランを導入いたします。

また、本プランの有効期間は、2022年に開催される当社定時株主総会の終結時までであり、その時点で取締役会は更に本プランを継続するか否かを定めるものとします。また、その有効期間の満了前であっても取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されます。したがって、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、取締役会における恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものです。

(5) 特別委員会の設置

当社は、本プランの導入に当たり、買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か及び買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについての取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本プランの合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとしております。

これにより、取締役会による恣意的な本プランの運用ないし対抗措置の発動を防ぐための仕組みが確保されています。

(6) デッドハンド型又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされています。したがって、当社の取締役の定員の状況等も含めて、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）又はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）を意図したものではありません。

4. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の無償割当ては行われません。したがって、本プランがその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社の

株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当て決議を行った場合には、別途定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、取締役会が、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記に記載の手續等に従い取締役会が発動した対抗措置の中止又は撤回を決定した場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生ずることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、大量買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

以 上

割り当てられる新株予約権の概要

1. 新株予約権無償割当て

当社取締役会は、下記(1)又は(2)の場合速やかに、下記2.に定める内容の新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを決議し、本新株予約権の割当てのための基準日(以下「割当期日」といいます。)を定めます。

- (1) 大量買付者が出現する可能性のある公開買付けが開始された場合。
- (2) 「株券等買付日」(大量買付者が出現した旨を当社が何らかの方法により公表した最初の日をいいます。以下同じ。)が生じた場合。

ただし、取締役会が、買付提案者から提出された必要情報を検討した結果、当該買付提案が当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資すると判断した後、当該検討の対象となった買付提案の条件に基づいて、速やかに、当該公開買付けが開始・実行され又は当該株券等買付日が生じたものである場合を除きます。

公開買付けが開始されたことにより割当期日が定められた場合において、公開買付期間が延長されたときは、取締役会により、法令で許容される限りにおいて、いったん定められた割当期日が変更される場合があります。また、本新株予約権の無償割当てが行われる前に当該公開買付けが終了し又は撤回され、これにより買取者が出現しなかったときは、法令で許容される限りにおいて、本新株予約権の無償割当ては中止されます。

2. 本新株予約権の主な内容

本新株予約権の主な内容は以下のとおりです。なお、取締役会は、かかる本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行うことがあります。

(1) 割当対象株主

割当期日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主は、その保有する当社普通株式1株(ただし、当社が保有する当社普通株式を除きます。)につき、本新株予約権1個を割り当てられる権利を有するものとします。

(2) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個につき、下記(4)に記載する行使価格を対価として、原則として当社普通株式1株を取得することができるものとします。ただし、取締役会は、本新株予約権の発行決議に際し、授權枠の範囲内で、本新株予約権行使の目的となる当社普通株式の数を1株を超える数又は1株未満の数と定めることができません。

(3) 本新株予約権の総数

割当期日における最終の発行済株式総数(ただし、当社が保有する当社普通株式を除きます。)を上限とします。

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

発行される当社普通株式1株当たり1円とします。

(5) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間は、2ヶ月以内で、本新株予約権の割当て決議において取締役会が定める期間とします。

(6) 本新株予約権の行使条件

下記3.に定めるとおりとします。

(7) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を他に譲渡するには、取締役会の承認を要するものとします。

(8) 当社による本新株予約権の取得条項等

当社は、取締役会が別に定める日において、下記3.の行使条件により新株予約権の行使をすることができる者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

3. 本新株予約権の行使条件

本新株予約権の行使は、株券等買付日が到来していることを条件とします。大量買付者が実質的に保有する本新株予約権は、いかなる場合においても行使できないものとします。当社は、本新株予約権の行使の条件として、本新株予約権の保有者に自己が大量買付者ではないこと及び本新株予約権を大量買付者のために保有する者ではないことの確認を求め、かつ、合理的な範囲で、その根拠を示す資料の提出を求めることができるものとします。上記の確認又は資料の提出がなされない場合には、当社は当該本新株予約権の保有者を大量買付者であるとみなすことができます。

本新株予約権を有する者が、当該本新株予約権の行使により将来発行されるべき当社株式を大量買付者に対して譲渡する旨合意しているときは、当社は、当該新株予約権の実質的な保有者を大量買付者であるとみなすことができます。本新株予約権の割当てを受けた株主が、割当日現在において保有する株式を大量買付者に対して譲渡したとき又は譲渡する旨合意したときは、当社は、当該株式に対して割当てられた本新株予約権の行使により将来発行されるべき株式について、大量買付者に対する譲渡が合意されたものとみなすことができます。

本プランの規定に違反して譲渡された本新株予約権は、行使することができないものとします。

4. その他の事項

本プランに定める事項のほか、本新株予約権無償割当てに関して法令上必要とされる事項は、取締役会において定めます。

以 上

特別委員会委員候補者の氏名及び略歴

氏名 金田 晃 (かねだ あきら)

略歴 1963年3月 広島国税局を経て東京国税局管内の各署を歴任
 1987年2月 税理士業を開業
 2006年5月 新潟岡本硝子株式会社監査役(現任)
 2008年7月 税理士法人あゆみ代表社員(現任)

氏名 野本 昌城 (のもと まさき)

略歴 1984年4月 検事任官
 2002年4月 法務省大臣官房租税訟務課長
 2004年4月 東京地方検察庁刑事部副部長
 2005年4月 仙台地方検察庁公判部長
 2006年4月 東京地方検察庁公安部副部長
 2007年4月 公安調査庁総務課長
 2010年4月 東京高等検察庁公安部
 2010年9月 弁護士登録(第一東京弁護士会)
 2010年10月 野本法律会計事務所代表(現任)
 2015年6月 当社社外監査役(現任)
 2015年11月 医療法人社団博栄会理事(現任)
 2016年5月 株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド社外監査役(現任)

氏名 北見 紀男 (きたみ のりお)

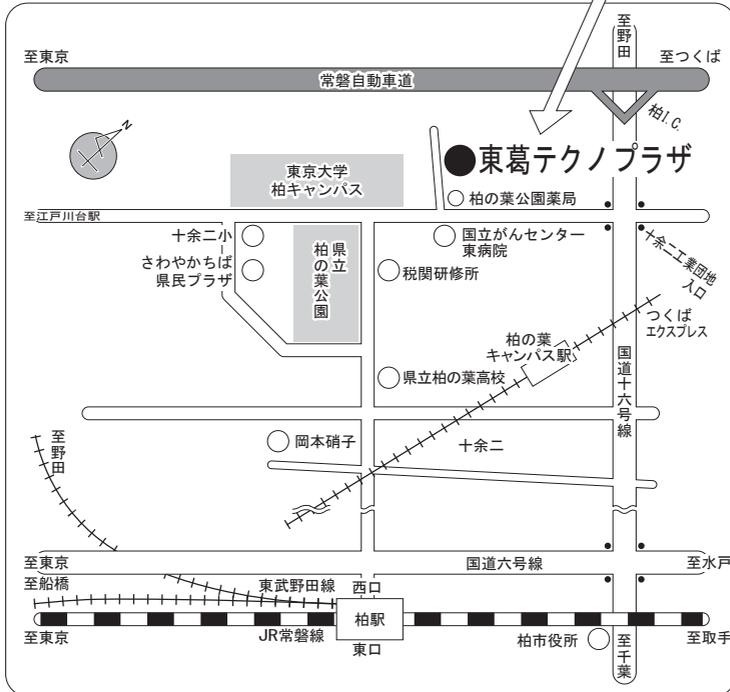
略歴 1979年4月 中小企業金融公庫(現日本政策金融公庫中小事業)入庫
 2011年3月 日本政策金融公庫中小事業審査管理部長
 2013年6月 経営戦略研究所入所
 2015年4月 経営戦略研究所理事(現任)

(注) 同氏は、本株主総会の議案において、当社社外監査役の候補者となっております。

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場 千葉県柏市柏の葉5-4-6
東葛テクノプラザ1階多目的ホール
電話 04 (7133) 0139



■ 柏駅より当社専用バスご利用の場合

- ・JR常磐線、千代田線、東武野田線(東武アーバンパークライン)柏駅下車、西口りそな銀行前に待機の午前9時20分発の当社専用バスをご利用ください。(駅より約25分)

■ 路線バスご利用の場合

- ・柏駅西口から東武バス2番乗場より「国立がん研究センター」行の終点で下車(駅より約25分)
 - ・つくばエクスプレスの柏の葉キャンパス駅西口から東武バス「江戸川台駅東口(国立がん研究センター経由)」及び「流山おおたかの森駅東口」行の「国立がん研究センター」で下車(駅より約11分)
 - ・東武野田線(東武アーバンパークライン)江戸川台駅東口から東武バス「柏の葉キャンパス駅西口(国立がん研究センター経由)」行の「国立がん研究センター」で下車(駅より約10分)
- ※ いずれの路線も、「国立がん研究センター」で下車後、徒歩約5分です。また、各路線とも便が少ないため、余裕をもってお越しください。

■ お車ご利用の場合

- ・国道16号線 十余二工業団地入口より車で約3分
- ・常磐自動車道柏I.C.より車で約5分

多くの株主の皆さまが集まる株主総会は、新型コロナウイルス等への感染リスクがあります。議決権行使は、同封の議決権行使書用紙の郵送で行い、当日のご来場は、感染の回避のため自粛されることもご検討ください。